# 指定居宅介護支援事業所あらな 重要事項説明書

#### 1. 事業者(法人)

事業者の名称	合同会社 Arana
事業者の所在地	山口県下松市大字西豊井617番地1
代表者 氏名	浅本 香織
電話番号	080-3888-1333

#### 2. 運営の目的と方針

要支援、要介護状態にあるご利用者に対し、公正・中立かつ適切な(予防)居宅介護支援を提供することを目的とします。その実施に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、利用者の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「(予防)居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。

また、提供を受けている指定介護予防支援サービス、指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービス、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービス等と綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等を通じて実施状況の把握に努めます。

#### 3. 概要

#### (1)(予防)居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所 あらな	
所 在 地	山口県下松市大字西豊井617番地1	
介護保険指定番号	3 5 7 0 7 0 1 3 1 2	
サービス提供地域	下松市	

#### (2)当法人の併せて実施する事業

種類	事 業 所 名	事業所指定番号
小規模多機能型居宅介護	あらなほーむ	3 5 9 0 7 0 0 2 0 3
訪問介護	指定訪問介護事業所 あらなほーむ	3 5 7 0 7 0 1 3 0 4

#### (3)職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
--------	------	----

管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1 人
主任介護支援専門員	(予防)居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上
介護支援専門員	(予防)居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上

## (4)勤務体制

平 日 (月)~(金)	午前8時30分~午後5時30分・土・日・祝祭日は日直対応 原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く
緊急連絡先	担当介護支援専門員緊急連絡先にて 24 時間体制にて受付

## (5)居宅介護支援の実施概要

(3) 居七川 護又族の美地	
事項	備  考
介護サービス計画作	・利用者の居宅を訪問し、心身の状態を適切な方法により把握の
S 1.15	上、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。利用者は居
成の支援	宅サービス事業者等の選定に当たって複数の事業者を紹介する
	ように求めることができます。
	・居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定
	理由の説明を求めることができます。居宅サービス計画に基づく
	居宅サービス等の提供の確保のため、居宅サービス事業者等との
	連絡調整その他の便宜を図ります。
	・介護サービス計画の原案に位置付けた指定介護サービス等に
	ついて、指定介護サービス等の担当者からなるサービス担当者会
	議を開催し、またはやむをえない事由で開催ができない場合には
	照会等により、当該介護サービス計画の原案の内容について、専
	門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者
	との合意を図ります。
	・介護サービス計画の原案に位置づけた指定介護サービス等に
	ついて、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、
	内容、利用料等についてご利用者及びそのご家族に説明し、同意
	を得たうえで交付します。
	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じた「居宅ガイドライ
	ン」を使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月1回
課題分析およびモニ	はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用
タリングの実施方法	状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させてい
	ただき記録します。
	また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たし

	た上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報につ
	いて、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
利用料金	居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。 但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用 者負担はありません。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担 当 者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

# (6)介護予防支援の実施概要

事 項	備考
	・指定介護予防支援の提供の開始に際し、ご利用者の居宅を訪問
介護予防サービス	し、ご利用者及びご家族に面接して情報を収集し、把握した解決す べき課題に基づいて介護予防サービス計画の原案を作成します。
   計画作成の支援	・介護予防サービス計画の作成に際し、ご利用者が置かれている環
	境等を把握したうえで以下に掲げる領域ごとに日常生活の状況を
	把握し、ご利用者が抱える課題を明らかにするとともに、ご利用者   が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき課題を
	把握します。
	(1)運動及び移動
	(2)家庭生活を含み日常生活
	(3)社会参加及び対人関係並びにコミュニケーション (4)健康管理
	・指定介護予防支援の提供の開始に際し、ご利用者は、複数の指定
	介護予防サービス事業者等を紹介するように求めることができま
	す。また、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
	・介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービ
	ス等について、指定介護予防サービス等の担当者からなるサービス
	担当者会議を開催し、またはやむをえない事由で開催ができない場
	合には照会等により、当該介護予防サービス計画の原案の内容につし、スー東明的な見せなどの発見なぜは、ご利用者及び火葬サービス
	いて、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス 担当者との合意を図ります。
	・介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービ

	ス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その 種類、内容、利用料等についてご利用者及びそのご家族に説明し、
	同意を得たうえで交付します。
経過観察、再評価	・担当の介護支援専門員は介護予防サービス計画作成後、三月に一
	回は利用者及びその家族に面接しサービスの実施状況を把握する
	とともに、少なくとも一月に一回、指定介護予防サービス事業所等
	と連絡し、経過の把握に努めます。
	・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよ
	う指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を毎月行います。
	・ご利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に
	応じて介護予防サービス計画変更の支援、要支援認定区分変更申請
	の支援等の必要な対応をします。
	指定介護予防支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りで
利 用 料 金	す。
	但し、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者
	負担はありません。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担 当 者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

#### 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

#### (1) 当事業所相談窓口

相談窓口	指定居宅介護支援事業所あらな
担当者	浅本 香織
電話番号	080-3888-1333
対応時間	午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分

#### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は、苦情主訴者から詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者に事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

#### (3)サービス事業者に対する苦情対応方針等

サービス事業者による苦情対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き 止め、改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者との充分な話し合い等を実施します。 また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問し、よりよいサービス提供が図れるようにします。 (4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

#### 外部苦情相談窓口

下松市健康福祉部 高齢福祉課	下松大手町3-3-3
介護保険係	電話番号:0833-45-1831
下松市地域包括支援センター	下松大手町3-3-3
	電話番号:0833-45-1838
山口県国民健康保険団体連合会	山口市朝田1980-7
	電話番号:083-995-1010

#### 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した、ご利用者の 身体的または精神的な通常と異なる状態についてサービス事業者から連絡があった場合は、下 記のとおりの対応を致します。

#### ① 事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に 報告します。

#### ②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を明確にし、ご利用者および市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

#### 6. 緊急時の対応方法

サービス事業者からご利用者の身体状況の急変等、緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い適切に対応します。

#### 7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の(予防)居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

#### 8. 他機関との各種会議等

① ご利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議について、「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システム の安全管理に関するガイドライン」等を参考にして行います。また、会議の開催方法とし て、参集にて行うもののほかに、テレビ電話装置等を活用して実施する場合もあります。 ② ご利用者等が参加して実施する会議について、ご利用者等の同意を得た上で、テレビ電話 装置等を活用して実施する場合もあります。

#### 9. 秘密の保持

- ① 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ② 利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

#### 10. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。
- ・指定(予防)居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定(予防) 居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、ご利用者は居宅サービス 計画に位置付けた指定(予防)居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができるこ とを説明します。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる(予防)居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・当事業所が(予防)居宅サービス計画に位置付けている(予防)訪問介護、(予防)通所介護、 (予防)地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙2」の通りです。
- ・(予防)居宅サービス計画等の原案計画置付けた指定(予防)居宅サービス等について、指定 (予防)居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない 事由で開催ができない場合には照会等により、当該(予防)居宅サービス計画等の原案の内 容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意 を図ります。
  - ② 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス提供の調整等を行います。

#### 11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定(予防)居宅介護支援 事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画 を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支 援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

当事業者は、(予防)居宅介護支援等の提供にあたりご利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

但し、ご利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針 も踏まえ、以下の対応をさせていただきます。

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

イ ご利用者等の押印について、求めないことを可能とします。

#### 令和 年 月 日

居宅介護支援等の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 合同会社 Arana 指定居宅介護支援事業所 あらな

所 在 地 山口県下松市大字西豊井617番地1

管理者 浅本 香織

#### 令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

# (ご利用者) 住 所 氏名 (代理人) 住 所 氏名

(続柄:

#### 別紙1

#### 利用料金及び介護予防支援費

指定介護予防支援費 (月一回算定)

介護予防支援(Ⅱ)	指定介護予防支援事業者	472 単位
-----------	-------------	--------

#### 利用料金及び介護予防支援費[減算]

高齢者虐待防止措置未実	厚生労働大臣が定める高齢者虐待	所定単位数の 100 分の 1 に
施減算	防止のための基準を満たさない場	相当する単位数を減算
	合	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場	所定単位数の100分の1に
	合	相当する単位数を減算
		(令和7年4月以降)

#### 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
------	----------------------	--------

## ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- ・通常の営業地域以外にて事業を対応する場合の訪問のための交通費(1kmあたり●●円)
- ・その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認 められる場合

なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領 しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町村担当課 に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いた します。

### 利用料金及び居宅介護支援費

#### 居宅介護支援費I

居宅介護支援(i)	介護支援専門員 1 人あたりの取 扱件数が 45 未満である場合又は	要介護 1·2	1086 単位
	45 以上である場合において、45	要介護 3・4・5	1411 単位
	未満の部分		
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	544 単位

	扱件数が 45 以上である場合にお いて、45 以上 60 未満の部分	要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取 扱件数が 45 以上である場合にお	要介護 1·2	326 単位
	いて、60以上の部分	要介護 3・4・5	422 単位

# 居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援(i)	介護支援専門員 1 人あたりの取 扱件数が 50 未満である場合又は	要介護 1・2	1086 単位
	が件数か 50 木満 C める場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分	要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援(ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取 扱件数が 50 以上である場合にお	要介護 1・2	527 単位
	いて、50以上60未満の部分	要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援(iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取	要介護 1・2	316 単位
	扱件数が 50 以上である場合にお いて、60 以上の部分	要介護 3・4・5	410 単位

# 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・指定福 祉用具貸与)	1月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できて いない場合 運営基準減算が2月以上継続して	基本単位数の 50%に減算 算定不可
同一建物減質	いる場合   民宅企業支援事業所の所在する建	正字単位数の 100 公の 05
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定

高齢者虐待防止措置未実	厚生労働大臣が定める高齢者虐待	所定単位数の100分の1に
施減算	防止のための基準を満たさない場	相当する単位数を減算
	合	
業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定していない場	所定単位数の100分の1に
	合	相当する単位数を減算
		(令和7年4月以降)

## 特定事業所加算

	算定要件			加算 (III) (323 単位)	加算 (A) (114 単位)
(1)	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置しているこ	0	0	0	0
	と。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指 定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業 所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
2		0	0	$\circ$	$\circ$
	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名 かつ常勤 換算2名
					以上
3	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意 事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催 すること	0	0	0	0
5	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	0	0	0	(連携で も可)
6	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3~要介護5である者が4割以上であること	0	×	×	×
7	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	0	0	0	(連携で も可)
8	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	0	0	0	0
9	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、 生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関 する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	0	0	0	0
10	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	0	0	0	0
(1)	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	0	0	0	0

12	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力を確保していること	0	0	0	(連携で も可)
13	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事 例検討会、研修会等実施していること	$\bigcirc$	0	0	○ (連携で も可)
14)	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービス含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	0	0	0	0

## 特定事業所医療介護連携加算 125 単位

1.1 YF =	一事未用区原用设建场加升。120 平区				
算	定要件				
1	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設と の連携の回数の合計が35回以上であること				
2	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること ※ 令和7年3月31日までの間は、5回以上算定していること ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であること				
3	   特定事業所加算 (I) (Ⅲ) のいずれかを算定していること				

# 加算について

711.21		
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(I)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の 職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は 診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ)退院・退所加算(I)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回 受けていること	450 単位
ロ)退院・退所加算(I)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回 受けていること	600 単位
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る 必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレ ンスによること	750 単位
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位

通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、 医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境 等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利 用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス 計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日 以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及 び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供 した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療所 の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行 い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

## ご利用者の費用負担が発生する場合

- ・保険料の滞納などにより、給付制限が行われている場合
- ・通常の営業地域以外にて事業を対応する場合の訪問のための交通費(1kmあたり20円)
- ・その他、適正に本事業を遂行するにあたって、やむを得ない理由でご利用者負担が妥当と認 められる場合

なお、ご利用者負担費用が発生した場合には、月末締めにて請求書を発行いたします。受領 しました際には領収書を発行いたします。

諸事情にて保険給付がなされずに自己負担となった場合には、領収証明書を市区町村担当課 に提出しますと還付払いの対象になる場合があります。詳しくは該当事由発生時にご説明いた します。

#### 別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	●%
通所介護	●%
地域密着型通所介護	●%
福祉用具貸与	•%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%

# 申請代行委任状

利用者及びその家族は、	次に定める条件にあって、	必要最低限の範囲内で要介護認定等の	申
請代行を希望します。			

1. 申請代行の理由

利用者及びその家族等が申請書を提出することが困難な場合であって申請代行を依頼された場合

- 2. 申請代行する書類等の範囲
  - 要介護認定更新・変更申請書
  - その他(
- 3. 申請代行を行なう期間
  - (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、利用者の要介護認定または要 支援認定(以下「要介護認定等」といいます)の有効期間満了日
  - (2) 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による 契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 年 月 日

事業者

合同会社 Arana 指定居宅介護支援事業所 あらな

利用者

代 理 人

押印については、保険者の確認の上事業所で判断